

大仙市中小企業振興緊急経営安定資金等 融資利子補給制度概要

- 1. 目的：**新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業の緊急支援対策として、大仙市中小企業振興融資あっせん制度（マル仙）の緊急対策枠より経営安定資金および設備資金の融資を受けた事業者に対し、利子補給を行い、借入人の金利負担を軽減します。
- 2. 利子補給対象：**
 - ① **セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた事業者**
 - ② マル仙制度（マル仙緊急対策枠）を利用して令和2年3月18日～令和3年3月31日までに、事業に必要な経営安定資金及び設備資金として融資を申込み融資実行された事業者
- 3. 申込み方法** … 取扱金融機関を經由して市に申請
- 4. 利子補給率** … 年率0.5%
(令和2年3月18日～令和3年3月31日 **融資実行分**)
- 5. 利子補給期間** … 借入日から**120箇月**以内
- 6. 利子補給方法** … 取扱金融機関は、借入人からいったん通常の利息を徴収し、市から利子補給金の交付を受けた後、借入人に対し、その利子補給金を支払うものとします。